

### 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p>	<p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>○男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>①男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、間接差別の禁止、男女雇用機会均等の実効性確保策等について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応し、男女雇用機会均等の更なる推進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。（厚生労働省）</p> <p>○ 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、19年4月1日から改正法と共に施行。（厚生労働省）</p> <p>&lt;主な改正点&gt;</p> <p>①男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大</p> <p>②妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止</p> <p>③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化</p> <p>④セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保</p> <p>⑤女性の坑内労働に関する規制の緩和</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	<p>○男女雇用機会均等法に基づく行政指導</p> <p>②男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。</p> <p>③行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を的確に講ずるとともに、是正が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化（厚生労働省） 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施</p> <p>雇用均等室における制度是正指導件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="770 659 1196 716"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>5,042</td> <td>5,393</td> </tr> </table> <p>相談件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="770 783 1196 841"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>19,724</td> <td>26,684</td> </tr> </table> <p>○ 男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化（厚生労働省）(3(1)ア②に前掲) 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施</p> <p>雇用均等室における制度是正指導件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="775 1189 1106 1246"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>5,042</td> <td>5,393</td> </tr> </table> <p>相談件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="775 1303 1106 1361"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>19,724</td> <td>26,684</td> </tr> </table>	17年度	18年度	5,042	5,393	17年度	18年度	19,724	26,684	17年度	18年度	5,042	5,393	17年度	18年度	19,724	26,684	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
17年度	18年度																			
5,042	5,393																			
17年度	18年度																			
19,724	26,684																			
17年度	18年度																			
5,042	5,393																			
17年度	18年度																			
19,724	26,684																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定				
	<p>○コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底</p> <p>④コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な指導等を行う。</p> <p>○個別紛争解決の援助、相談体制の充実</p> <p>⑤男女雇用機会均等法に基づく調停等による個別紛争の迅速な解決が図られるよう、積極的な援助を行う。また、これらの個別紛争解決の援助制度が十分に活用されるよう、女性労働者及び企業に同法の周知を図る。さら</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ コース別雇用管理の留意点パンフレット、リーフレットを作成し、企業等へ配布（厚生労働省）</p> <p>○ コース別雇用管理制度を導入している企業に対して、制度の内容・実施状況について把握、留意事項に沿った制度運用が行われるよう指導を実施（厚生労働省）</p> <p>○ 労働者と事業主間の紛争について、調停や労働局長の助言、指導、勧告により、円滑かつ迅速な解決の援助を実施（厚生労働省） ※18年度までは、女性労働者と事業主間の紛争が対象。</p> <p>○ 労働者向け紛争解決援助リーフレットを作成、配布（厚生労働省）</p> <p>調停申請件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="790 1337 1122 1402"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>	17年度	18年度	4	5	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p>
17年度	18年度							
4	5							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>に、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談体制の充実を図る。</p> <p>○女子学生の就職問題に関する施策の推進</p> <p>⑥企業における募集・採用状況や女子学生の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を的確に行う。状況把握に当たっては、大学の就職担当者との連絡を密にするとともに、インターネットによる情報収集などの手法を活用する。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女均等な選考ルールについて周知徹底を図る。</p> <p>⑦特に女性の人材が望まれている理工系分野等につい</p>	<p>厚生労働省、文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省、文部</p>	<table border="1" data-bbox="790 277 1120 304"> <tr> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>労働局長による個別紛争解決の援助件数(件)</p> <table border="1" data-bbox="790 368 1120 440"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>141</td> <td>166</td> </tr> </table> <p>○女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省～平成18年度)</p> <p>○企業の人事・面接担当者等を対象に選考ルールブックを作成(厚生労働省)</p> <p>○募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)</p> <p>○平成19年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請。(文部科学省)</p> <p>○女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施</p>	4	5	17年度	18年度	141	166	<p>○委託事業で開設するポジティブ・アクションに関するサイト上に、女子学生向けの情報を掲載。(厚生労働省)</p> <p>○引き続き要請予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(内閣府)</p>
4	5									
17年度	18年度									
141	166									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>ては、各府省で連携して女性のロールモデル等の情報提供、啓発等のチャレンジ支援(横へのチャレンジ)を推進する。</p> <p>○男女雇用機会均等法等関係法令等の周知啓発</p> <p>⑧男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知について</p>	<p>科学省</p> <p>厚生労働省、文部科学省</p>	<p>(内閣府 平成17年度～)</p> <p>○ 科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供等、女子中高生の理系進路選択支援を行うため、「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成するとともに、「理工系」にかかわるロールモデル事例を独立行政法人国立女性教育会館の「女性のキャリア形成支援サイト」に掲載。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成する。(文部科学省 平成19年度～)</p> <p>○ 男女雇用機会均等月間(6月1日～30日)の実施(均等法の周知啓発)(厚生労働省 昭和61年～)(2(2)③に前掲)</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>ては、メディアなども活用して、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努める。</p> <p>イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進</p> <p>○企業のポジティブ・アクション取組の促進</p> <p>①企業の経営施策の観点又はCSR(企業の社会的責任)の視点も踏まえ、男女の均等取扱いやポジティブ・アクションを推奨し、優れた取組の企業に対する表彰制度を実施することにより、自主的取組を促進する。また、女性</p>	厚生労働省	<p>○ 学校教育では、社会科、公民科において、雇用と労働条件の改善や職業生活において男女が対等な構成員であることを指導。具体的には、教科書において、男女雇用機会均等法が施行され、職場での募集や採用、昇進において男女を平等に扱うことが求められるようになったことなどが記載。(文部科学省)</p> <p>○ 均等推進企業表彰の実施(厚生労働省 平成11年度～18年度、15年度～公募)</p> <p>○ 均等企業表彰とファミリー・フレンドリー企業表彰を統合した均等・両立推進企業表彰を実施(厚生労働省 平成19年度～)</p>	<p>○ 引き続き学習指導要領に基づき指導予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定				
	<p>の意欲・能力の向上のための女性への研修や管理職向けの研修、メンター（先輩の助言者）制度の導入を呼びかける。</p> <p>②企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的な方法について、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても、支援を行う。</p>	厚生労働省	<p>○ ポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイトの創設 （厚生労働省 平成19年度～）（1（3）②に前掲）</p> <p>○ 個々の企業が自社の推進状況をはかることができる物差しとなる値（ベンチマーク）の構築、提供、中小企業向けに女性活用コンサルタントの派遣（厚生労働省 平成15年度～）</p> <p>○ ポジティブ・アクション普及セミナーの開催（厚生労働省） ポジティブ・アクション普及セミナー参加者数（人）</p> <table border="1" data-bbox="824 930 1151 1002"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,996</td> <td>9,089</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会（平成13年度～）及び地方女性の活躍推進協議会（平成14年度～18年度）を開催（厚生労働省）（1（3）①に前掲）</p> <p>○ 業種別使用者会議の開催（厚生労働省 ～平成18年度）</p> <p>○ ポジティブ・アクション促進のための管理職研修の実施（厚生労働省 ～平成18年度）</p>	17年度	18年度	8,996	9,089	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）</p>
17年度	18年度							
8,996	9,089							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定				
	<p>③ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。(平成15年度29.5%)</p> <p>ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 機会均等推進責任者(企業内でポジティブ・アクションを推進する担当者)への研修、指導の実施、情報提供(厚生労働省)</p> <p>○ ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合 (厚生労働省) 平成18年度20.7%(「平成18年度女性雇用管理基本調査」より)</p>	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 管理職就任前後の女性が後輩女性のためのメンターとしての役割を担えるよう、企業内女性メンター育成のための研修等を実施(厚生労働省)(1(3)②に前掲)</p>				
	<p>①男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図るとともに、これらに規定されていない措置を講じていない事業主に対しては、行政指導により措置の実施を求める。また、企業における具体的取組方法についての情報</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表(パンフレット)を作成・配布(厚生労働省 平成14年度～)</p> <p>○ セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施(厚生労働省)</p> <p>雇用均等室における是正指導件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="779 1219 1108 1289"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,587</td> <td>4,912</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施(厚生労働省)</p>	17年度	18年度	4,587	4,912	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
17年度	18年度							
4,587	4,912							



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定														
	<p>提供や相談への対応を積極的に行うとともに、個別事案への適切な対処のための体制整備について支援を行う。</p> <p>エ 男女間の賃金格差の解消</p> <p>①我が国が既に批准しているILO第100号条約(同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約)の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図る。そのため、労使が自主的に取り組むためのガイドライン</p>	厚生労働省	<p>○ 相談体制の充実のためセクシュアル・ハラスメント相談員を設置(厚生労働省 平成12年度～)</p> <p>相談件数(内数は女性労働者等)(件)</p> <table border="1" data-bbox="786 411 1115 485"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> <tr> <td>7,894(6,505)</td> <td>11,102(7,790)</td> </tr> </table> <p>セクシュアル・ハラスメント相談員数</p> <table border="1" data-bbox="786 531 1238 596"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>47人</td> <td>47人</td> <td>75人</td> </tr> </table> <p>※18年度まではセクシュアルハラスメント・カウンセラー</p> <p>○ セクシュアルハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施(厚生労働省)</p> <p>実践講習参加人数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="813 756 1144 826"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> <tr> <td>5,771</td> <td>5,429</td> </tr> </table> <p>○ 男女間の賃金格差問題に関する研究会での提言を受け、労使が自主的に男女間賃金格差解消に取り組むためのガイドラインを作成し、その周知・啓発を実施(厚生労働省 平成15年度～)</p>	17年度	18年度	7,894(6,505)	11,102(7,790)	17年度	18年度	19年度	47人	47人	75人	17年度	18年度	5,771	5,429	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
17年度	18年度																	
7,894(6,505)	11,102(7,790)																	
17年度	18年度	19年度																
47人	47人	75人																
17年度	18年度																	
5,771	5,429																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>の周知・啓発等を推進し、企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備を進めるよう促す。</p>			
<p>(2)母性健康管理対策の推進</p>	<p>○母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等</p> <p>①労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省) 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底</p> <p>○ 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)</p> <p>○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度～) ・母性健康管理の措置に関する専門家による検討 ・女性労働者等に対する情報提供等の実施</p> <p>○ 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度～) ・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理</p>	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。</p> <p>○妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いへの対応の検討</p> <p>②妊娠、出産等を理由として、女性労働者が不利益な取扱いを受けることのないよう、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえて適切に対応する。</p>	厚生労働省	<p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)</li> <li>○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度～) <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施。</li> </ul> </li> <li>○ 平成17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲)</li> <li>○ 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、平成19年4月1日から改正法と共に施行。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲) <p>&lt;主な改正点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大</li> <li>②妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止</li> <li>③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化</li> <li>④セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
			調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保 ⑤女性の坑内労働に関する規制の緩和							
(3)女性の能力発揮促進のための援助	ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援  ○情報提供、相談、研修等の拡充  ①女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくい、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。	厚生労働省	○ キャリア形成支援体制の整備(厚生労働省) 労働者が、その適正や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。  <table border="1" data-bbox="768 970 1377 1043"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援コーナー設置箇所数</td> <td>43箇所</td> <td>47箇所</td> </tr> </tbody> </table> ○ 女性と仕事の未来館における事業内容(厚生労働省平成11年度～) ・女性の能力発揮事業(能力発揮セミナー及び起業セミナーの開催、能力発揮及び起業に関する相談) ・女性の健康促進事業(健康に関する相談の実施、健康に関するセミナー及び健康に関する相談体制強化のための研修会の開催) ・情報・広報事業(ホームページによる情報提供、ライブラリーの運営等)		17年度	18年度	支援コーナー設置箇所数	43箇所	47箇所	○ 引き続き、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。(厚生労働省)  ○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)
	17年度	18年度								
支援コーナー設置箇所数	43箇所	47箇所								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定															
	<p>○公共職業訓練等の推進</p> <p>②在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。</p> <p>③企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。</p> <p>○労働者の自発的な職業能力開発の推進</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>(采館者数) 平成18年度 173,953人 平成17年度 159,927人</p> <p>○在職者に対する職業訓練の実施(厚生労働省) 公共職業能力開発施設において、労働者の技能の向上を図る在職者訓練を実施。</p> <table border="1" data-bbox="779 651 1272 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>17万人</td> <td>14万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省) 労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p> <table border="1" data-bbox="801 1056 1294 1145"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>6,054百万円</td> <td>5,951百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>375,864人</td> <td>380,618人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	受講者数	17万人	14万人		17年度	18年度	支給額	6,054百万円	5,951百万円	支給人数	375,864人	380,618人	<p>○引き続き、在職者訓練を実施(厚生労働省)</p> <p>○引き続き、事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																	
受講者数	17万人	14万人																	
	17年度	18年度																	
支給額	6,054百万円	5,951百万円																	
支給人数	375,864人	380,618人																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																								
	<p>④労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなど取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。</p>	厚生労働省	<p>○ 雇用保険法等の改正による教育訓練給付制度の見直し(厚生労働省 平成19年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給要件期間の緩和(原則3年以上。初回に限り、暫定的に1年以上)</li> <li>・給付率及び上限額の一本化(給付率:2割、上限額:10万円)</li> </ul> <p>○ 雇用保険部会報告書(平成19年1月9日)とりまとめ(厚生労働省)</p> <p>○ 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の公布、施行(厚生労働省)</p> <p>○ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第80号)の公布、施行(厚生労働省)</p> <p>教育訓練給付の支給状況 (千人、億円)</p> <table border="1" data-bbox="770 970 1375 1193"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 受給者数</td> <td></td> <td>159</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>64</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>95</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 支給金額</td> <td></td> <td>118</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>56</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>62</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省)(3(3)ア③に前掲)</p> <p>労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p>			17年度	18年度	① 受給者数		159	139	男	64	56	女	95	83	② 支給金額		118	103	男	56	49	女	62	54	<p>○ 引き続き、事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。(厚生労働省)</p>
		17年度	18年度																									
① 受給者数		159	139																									
	男	64	56																									
	女	95	83																									
② 支給金額		118	103																									
	男	56	49																									
	女	62	54																									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>○女性の能力の発揮の支援のための調査研究</p> <p>⑤就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。</p> <p>イ 再就職に向けた支援</p> <p>○育児・介護等により退職した者に対する支援</p> <p>①育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期</p>	<p>経済産業省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係</p>	<table border="1" data-bbox="801 304 1294 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>6,054百万円</td> <td>5,951百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>375,864人</td> <td>380,618人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 教育訓練給付制度(厚生労働省) 指定講座数 6,148講座(19年10月現在)</p> <p>○ 我が国企業の競争力強化に必要な企業の人材マネジメントのあるべき姿について、「人材マネジメントに関する研究会」(座長:一橋大学大学院 守島基博教授)を開催し、報告書をとりとまとめ。(経済産業省 平成18年度)</p> <p>○ 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定。再チャレンジに必要な子育て支援等の充実、学習・能力開発支援の推進、支援対象毎のきめ細かい再就職支援の推進</p>		17年度	18年度	支給額	6,054百万円	5,951百万円	支給人数	375,864人	380,618人	<p>○ 引き続き、適正な教育訓練講座の指定を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き、産業政策の観点から就業意欲の持つ者が労働市場で能力を発揮できるよう、検討。(経済産業省)</p>
	17年度	18年度											
支給額	6,054百万円	5,951百万円											
支給人数	375,864人	380,618人											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談・助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。</p> <p>②マザーズハローワークを新設し、子連れで相談しやす</p>	<p>府省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>等、施策を更に強化。(内閣府 平成18年度～)</p> <p>○ 子育て中の女性等の再就職や起業等の支援情報を集めたポータルサイトを開設(内閣府 平成18年度～)</p> <p>○ 育児時間等に配慮した職業訓練等の推進(厚生労働省) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進センター等において、訓練の実施時間帯を遅らせたコースや土日も含めたコースを実施。</p> <table border="1" data-bbox="801 624 1294 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練コース</td> <td>439コース</td> <td>220コース</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>524人</td> <td>272人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで提供(厚生労働省 平成14年6月～)</p> <p>○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～) ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～)</p> <p>○ 平成18年度よりマザーズハローワークを全国12か所に設置し、子育てをしながら就職を希望する方に対してきめ細かな就職支援を実施。平成19年度においては、マ</p>		17年度	18年度	訓練コース	439コース	220コース	受講者数	524人	272人	<p>○ 引き続き、育児時間等に配慮した職業訓練等を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度											
訓練コース	439コース	220コース											
受講者数	524人	272人											



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定										
	<p>い環境の整備、地方公共団体との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。</p> <p>③本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。</p> <p>④子どもの成長とともに、フルタイムの仕事や責任ある仕事を希望する主婦の割合が高まること等を踏まえ、育児等</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>ザーズハローワーク未設置県(36県)の主要なハローワークにマザーズサロンを設置し、同様のサービスを展開(厚生労働省)</p> <p>マザーズハローワークの実績</p> <table border="1" data-bbox="826 397 1321 673"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職者数(人)</td> <td>54,844人</td> </tr> <tr> <td>就職件数(件)</td> <td>13,834件</td> </tr> <tr> <td>担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者数(人)</td> <td>4,580人</td> </tr> <tr> <td>担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者の就職率(率)</td> <td>66.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～)(3(3)イ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施</li> <li>・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～)</li> <li>・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～)</li> <li>・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～)</li> </ul> <p>○ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動を展開するため、18年度から、「官民一体子育て支援推進運動事業」(国、地方公共団体、経済団体、労働団体やマスコミ等の参加による「官民連携子育て支援推進フォーラム」の開催、働き方の改革をテーマとしたシンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成)(18</p>		18年度	新規求職者数(人)	54,844人	就職件数(件)	13,834件	担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者数(人)	4,580人	担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者の就職率(率)	66.1%	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 継続実施(19年度～)(内閣府)</p>
	18年度													
新規求職者数(人)	54,844人													
就職件数(件)	13,834件													
担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者数(人)	4,580人													
担当者制による就職支援を受けた 重点支援対象者の就職率(率)	66.1%													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。</p> <p>⑤再就職を希望する者が対象となるよう、求人年齢制限の解消を更に進める。</p> <p>⑥一旦退職した者が再び同一事業主に雇用されることが可能となる再雇用制度等の普及を図る。</p> <p>○職業能力開発の積極的展開</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>年度～)を実施(内閣府)</p> <p>○再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～)(3(3)イ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施</li> <li>・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～)</li> <li>・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～)</li> <li>・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～)</li> </ul> <p>○平成19年6月の雇用対策法改正により、労働者の募集及び採用における年齢制限禁止を義務化(平成19年10月1日より施行)(厚生労働省)</p> <p>○育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進(厚生労働省)</p> <p>育児・介護休業法において、再雇用制度の導入に努めることを事業主に求めている。</p>	<p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き、改正雇用対策法の周知徹底を実施予定。(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																					
	<p>⑦再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、必要な情報提供や相談、研修等を拡充するとともに、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また労働者自身の自発的な能力開発を推進する。</p>	厚生労働省	<p>○ キャリア形成支援体制の整備(厚生労働省)(3(3)ア①に前掲) 労働者が、その適正や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。</p> <table border="1" data-bbox="772 550 1386 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援コーナー設置箇所数</td> <td>43箇所</td> <td>47箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省) 求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="795 869 1288 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省)(3(3)ア③に前掲) 労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p> <table border="1" data-bbox="772 1197 1265 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>6,054百万円</td> <td>5,951百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>375,864人</td> <td>380,618人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	支援コーナー設置箇所数	43箇所	47箇所		17年度	18年度	受講者数	19万人	17万人		17年度	18年度	支給額	6,054百万円	5,951百万円	支給人数	375,864人	380,618人	<p>○ 引き続き、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き、離職者訓練を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き、事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																							
支援コーナー設置箇所数	43箇所	47箇所																							
	17年度	18年度																							
受講者数	19万人	17万人																							
	17年度	18年度																							
支給額	6,054百万円	5,951百万円																							
支給人数	375,864人	380,618人																							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
			○ 教育訓練給付制度(厚生労働省)(3(3)ア④)に前掲指定講座数 6,148講座(平成19年10月現在)	○ 引き続き、適正な教育訓練講座の指定を実施。(厚生労働省)									
(4)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	<p>ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及</p> <p>①短時間正社員等良好な就業形態の具体的な導入に当たっての問題点を検討し、その解決方法などをまとめたマニュアルの活用によりその普及を図る。</p> <p>②パートタイム労働者、派遣労働者等の正社員への転換、正社員が一定期間短時間勤務をすることができる制度の普及等、ライフステージに応じて多様な働き方を柔軟に利用できる環境を整備する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 短時間正社員制度導入の手順等をまとめたマニュアルを事業主へ提供するとともに、実際に短時間正社員制度を導入した事業主に対して助成金を支給するなど、制度普及に向けた取組を実施 (厚生労働省 平成18年～)</p> <p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行)</p> <p>○ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数の状況(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="763 1198 1375 1321"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)</td> <td>32,991</td> <td>44,891</td> </tr> <tr> <td>紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数(人)</td> <td>19,780</td> <td>27,362</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)	32,991	44,891	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数(人)	19,780	27,362	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 改正パートタイム労働法の周知徹底・履行確保を図る。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度											
紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)	32,991	44,891											
紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数(人)	19,780	27,362											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③正社員と非正規社員等の格差が社会に及ぼす影響について検討し、必要な対策を講じる。</p> <p>イ パートタイム労働対策の総合的な推進</p> <p>○パートタイム労働指針の周知による均衡処遇の定着と事業主の取組への支援</p> <p>①「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(パートタイム労働指針)に示されたパートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方(均衡処遇)を周知する。また、その普及状況等を踏まえ、社会的制度等の影響も考慮しつ</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行)(3(4)ア②に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 平成19年5月成立 20年4月全面施行) (3(4)ア②に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省 平成19年7月～)</p>	<p>○ 改正パートタイム労働法の周知徹底・履行確保を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 改正パートタイム労働法の周知徹底・履行確保を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>つ問題点の分析を行い、パートタイム労働対策として求められる施策について、幅広い検討を行い、必要な措置をとる。</p> <p>②人事労務管理の専門家の派遣等の技術的支援により均衡処遇に向けた事業主の自主的取組を促すとともに、助成金について、均衡処遇に取り組む事業主向けの内容に見直した上でその活用を図り、取組に意欲のある事業主を援助する。</p> <p>③パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合を増加させる。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び同法に基づく指針の周知のための説明会等開催件数及び参加者数（厚生労働省）</p> <table border="1" data-bbox="817 406 1310 518"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催件数(件)</td> <td>493</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>参加者数(数)</td> <td>25,325</td> <td>19,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 均衡処遇の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡処遇実務コンサルタント」を派遣し具体的に助言(厚生労働省 平成16年度～18年度)</p> <p>○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省 平成19年7月～) (3(4)イ①に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立(厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行)(3(4)ア②に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省)</p>		17年度	18年度	開催件数(件)	493	350	参加者数(数)	25,325	19,974	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 改正パートタイム労働法の周知徹底・履行確保を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度											
開催件数(件)	493	350											
参加者数(数)	25,325	19,974											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	<p>○パートタイム労働者の適正な労働条件の確保</p> <p>④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図る。</p>	厚生労働省	<p>19年7月～)(3(4)イ①に前掲)</p> <p>○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び同法に基づく指針の周知のための説明会等開催件数及び参加者数 (厚生労働省)(3(4)イ①に前掲)</p> <table border="1" data-bbox="815 507 1308 614"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催件数(件)</td> <td>493</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>参加者数(数)</td> <td>25,325</td> <td>19,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び同法に基づく指針の周知のための説明会等開催件数及び参加者数(厚生労働省)(3(4)イ①に前掲)</p> <table border="1" data-bbox="786 959 1288 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催件数(件)</td> <td>493</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>参加者数(数)</td> <td>25,325</td> <td>19,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業場に対する臨検監督の際、パートタイム労働者の労働条件に関し、労働基準関係法令違反が認められた場合には、必要な改善を指導。(厚生労働省)</p>		17年度	18年度	開催件数(件)	493	350	参加者数(数)	25,325	19,974		17年度	18年度	開催件数(件)	493	350	参加者数(数)	25,325	19,974	
	17年度	18年度																				
開催件数(件)	493	350																				
参加者数(数)	25,325	19,974																				
	17年度	18年度																				
開催件数(件)	493	350																				
参加者数(数)	25,325	19,974																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	<p>○パートタイム労働者の雇用の安定</p> <p>⑤パートバンクにおいて総合的な職業紹介サービスを実施するとともに、事業主に対する相談・助言の充実を図る。</p> <p>○パートタイム労働者に対する能力開発</p> <p>⑥公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○パートバンクにおいて、パートタイム就労希望者の職業相談・職業紹介をはじめとする総合的なサービスを実施(厚生労働省)</p> <p>パートバンク等の実績</p> <table border="1" data-bbox="775 691 1379 834"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求人数(人)</td> <td>233,214</td> <td>91,938</td> </tr> <tr> <td>新規求職数(人)</td> <td>546,342</td> <td>186,676</td> </tr> <tr> <td>就職件数(件)</td> <td>192,093</td> <td>63,577</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省)</p> <p>求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="775 1345 1279 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	新規求人数(人)	233,214	91,938	新規求職数(人)	546,342	186,676	就職件数(件)	192,093	63,577		17年度	18年度	受講者数	19万人	17万人	<p>○引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き、離職者訓練を実施。(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																				
新規求人数(人)	233,214	91,938																				
新規求職数(人)	546,342	186,676																				
就職件数(件)	192,093	63,577																				
	17年度	18年度																				
受講者数	19万人	17万人																				



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定			
	<p>○パートタイム労働者への厚生年金の適用</p> <p>⑦パートタイム労働者への厚生年金の適用の在り方について、積極的に検討を進める。</p> <p>○有期労働契約締結時に事業主が講ずべき措置</p>	厚生労働省	<table border="1" data-bbox="779 280 1279 316"> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> </tr> </table> <p>○再チャレンジ支援を支援し、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大することを含む「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出(継続審議) (厚生労働省)(2(1)④)に前掲</p> <p>(注) パート労働者に対する社会保険の適用拡大の具体的内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働時間: 週所定労働時間が20時間以上であること</li> <li>② 賃金水準: 賃金が月額98,000円以上であること</li> <li>③ 勤務期間: 勤務期間が1年以上であること</li> <li>④ 学生の取扱い: 学生は適用対象外とする</li> <li>⑤ 中小零細事業所への配慮: 従業員が300人以下の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予</li> </ol> <p>※①～⑤すべてに該当した場合に適用対象となる</p>	受講者数	19万人	17万人	
受講者数	19万人	17万人					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>⑧パートタイム労働者・派遣労働者の多くが有期労働契約者であるが、有期労働契約者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、契約締結時の更新の有無の明示等事業主が講ずべき措置についての周知徹底を図る。</p> <p>ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進</p> <p>○事業の適正な運営の確保</p> <p>①労働者派遣事業の許可・届出等の審査業務の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 監督指導、集団指導等、あらゆる機会を通じ、当該基準の周知徹底を実施。(厚生労働省)</p> <p>○ 労働者派遣事業を行おうとする者から許可申請・届出に対して、許可基準等に基づき的確な審査・確認を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="775 1114 1361 1187"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可・届出事業所数(事業所)</td> <td>38,827</td> <td>51,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業所を訪問して関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にはその是正を求める等適切な指導監督を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="775 1299 1379 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導監督件数(件)</td> <td>6,068</td> <td>9,776</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	許可・届出事業所数(事業所)	38,827	51,540		17年度	18年度	指導監督件数(件)	6,068	9,776	<p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度														
許可・届出事業所数(事業所)	38,827	51,540														
	17年度	18年度														
指導監督件数(件)	6,068	9,776														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○派遣労働者の適正な派遣就業の確保</p> <p>②派遣労働者に関し、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう、派遣元事業主及び派遣先等に対して周知徹底、指導するとともに、苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る。</p> <p>③派遣先事業主に対してもセクシュアル・ハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置が義務化されていること</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○偽装請負の防止・解消を図るため監督指導を強化し、平成18年9月～12月をキャンペーン期間として、特に集中的な取組を実施(厚生労働省 平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導:312回実施 28,244社が参加</li> <li>・自主点検:211回実施 19,501社が対象</li> <li>・監督指導:4,217事業所を対象に実施</li> </ul> <p>○「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」等については、毎年度派遣元事業主及び派遣先に対する定期的な指導等において周知徹底を図るとともに、問題が認められた場合には指導を実施(厚生労働省)</p> <p>○派遣労働者からの苦情相談については、各公共職業安定所の相談窓口において対応(厚生労働省)</p> <p>○許可・更新等手続きマニュアルに、セクシャルハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置について掲載、周知(厚生労働省) (※ なお、各公共職業安定所に分掌されている業務の主要部分について、都道府県労働局に集中化し、指導監督の強化を図っている 厚生労働省 16年4月より実施)</p> <p>○母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省)(3(2)①に前掲) 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知徹底を図る</p>	<p>○引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p data-bbox="374 276 602 454">についての認識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策及び母性健康管理措置等の確保を図る。</p> <p data-bbox="374 1289 602 1372">エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="734 276 1382 336">○ 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)(3(2)①に前掲)</li> <li data-bbox="734 368 1382 486">○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 427 1352 454">・母性健康管理の措置に関する専門家による検討</li> <li data-bbox="786 459 1352 486">・女性労働者等に対する情報提供等の実施</li> </ul> </li> <li data-bbox="734 550 1382 668">○ 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 609 1352 668">・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理研修の実施</li> </ul> </li> <li data-bbox="734 732 1382 793">○ 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)(3(2)①に前掲)</li> <li data-bbox="734 825 1382 1007">○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 916 1352 1007">・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施</li> </ul> </li> <li data-bbox="734 1011 1382 1193">○ 派遣先にも男女雇用機会均等法の妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の規定が適用され、セクシュアルハラスメント対策や母性健康管理対策が義務付けられていることを周知する内容のリーフレットを作成し、派遣先事業主に配布(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 1161 1285 1193">※不利益取扱いの禁止については19年度～</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1391 276 1921 303">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li data-bbox="1391 368 1921 395">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li data-bbox="1391 550 1921 577">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li data-bbox="1391 732 1921 759">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li data-bbox="1391 825 1921 852">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> <li data-bbox="1391 1011 1921 1038">○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○テレワーク(在宅勤務等)の普及促進</p> <p>①情報通信機器を活用した働き方であるテレワークについては、育児期等にある男女が仕事と家庭の両立を図りながら働く形態としても重要であり、普及促進を図る。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験の実施(総務省、厚生労働省 平成19年度)</p> <p>○ テレワーク推進フォーラムと連携した普及活動(総務省 平成17年度～)</p> <p>○ 育児・介護と仕事の両立のため、事業主が講ずる柔軟な働き方の措置の一つとして、テレワークによる勤務を位置付けることを検討(厚生労働省)</p> <p>○ テレワーク推進フォーラムと連携した普及活動を実施。(経済産業省 平成17年度～)</p> <p>○ 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」と連携して、普及啓発活動を実施(関係府省 平成17年度～)</p> <p>○ テレワークセンターの実証実験を実施し、自宅以外でテレワークができる環境整備の必要性、課題などを検討し、テレワークの円滑な導入を促進(国土交通省 平成19年度)</p>	<p>○ 引き続き実施(総務省、厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(総務省)</p> <p>○ 引き続き検討(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施。(経済産業省)</p> <p>○ 「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」の充実・改訂(国土交通省)</p> <p>○ 保育所や公共施設との連携を図るなど、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターについて、自治体等への公募を行い社会実験を実施し、その成果を取りまとめて全国の自治体、企業、団体等へ情報提供(国土交通省)</p> <p>○ 大都市の企業のテレワーク導入や地方のテレワークを推進するためのワークショップを実施(国土交通省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②企業における勤務形態としての在宅勤務等に係るテレワークについては、テレワーク導入マニュアルの活用やテレワーク相談センターにおける相談等を通じて、その適正な労務管理及び情報セキュリティの下での普及を図る。また、在宅勤務者等の労働条件の確保の在り方に関して検討を進める。</p> <p>③就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。(平成14年6.1%)</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレワーク共同利用型システム実証実験の実施(総務省、厚生労働省 平成19年度)</li> <li>○ テレワーク環境整備税制の新設(総務省 平成19年度～20年度)</li> <li>○ テレワークセキュリティガイドラインの周知・啓発(総務省 16年度～)</li> <li>○ テレワーク(在宅勤務等)の普及促進 (厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークシンポジウムの開催(平成18年度)</li> <li>・テレワーク相談センターにおける相談の実施(平成11年度～)</li> </ul> </li> <li>○ 中小企業も対象としたテレワークの普及・啓発のためのガイドブックの作成。(経済産業省 平成19年度)</li> <li>○ 規模や業態等企業の態様に応じたテレワークシステムの構築例に関する検討。(経済産業省 平成19年度)</li> <li>○ テレワークセンターの実証実験を実施し、自宅以外でテレワークができる環境整備の必要性、課題などを検討し、テレワークの円滑な導入を促進(国土交通省 平成19年度)</li> <li>○ 就業人口に占めるテレワーカーの比率 17年 10.4%(国土交通省「平成17年度テレワーク実態調査」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き実施(総務省、厚生労働省)</li> <li>○ 引き続き実施(総務省 平成19年度～20年度)</li> <li>○ 引き続き実施(総務省)</li> <li>○ テレワーク(在宅勤務等)の普及促進 (厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク相談センターの設置箇所を拡充するとともに、引き続き相談等を実施(平成20年度～)</li> <li>・テレワークセミナーの開催(平成20年度～)</li> <li>・テレワーク推進フォーラムの開催(平成20年度～)</li> </ul> </li> <li>○ 職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの社会実験を実施(国土交通省)</li> <li>○ 大都市の企業のテレワーク導入や地方のテレワークを推進するためのワークショップを実施(国土交通省)</li> <li>○ テレワーク人口実態調査の実施(国土交通省)</li> </ul>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画</p> <p>①理工系分野への女性の参画や保育士等への男性の参画等、男女いずれかが少ない職業分野への参画が円滑に進むための方策を検討し、支援を進める。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施（内閣府 平成17年度～）（3(1)ア⑦に前掲）</p> <p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業（文部科学省 平成18年度～）（3(1)ア⑦に前掲）</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成するとともに、「理工系」にかかわるロールモデル事例を独立行政法人国立女性教育会館の「女性のキャリア形成支援サイト」に掲載（文部科学省 平成18年度）（3(1)ア⑦に前掲）</p> <p>○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成する。（文部科学省 平成19年度～）</p>	<p>○ 引き続き実施予定（内閣府）</p> <p>○ 引き続き実施予定（文部科学省）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
(5)起業支援等雇用以外の就業環境の整備	<p>ア 起業支援策の充実</p> <p>○女性起業家に対する支援</p> <p>①起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンター(先輩の助言者)の紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。</p> <p>②女性起業家等向け低利融資制度といった資金面での支援を行う。</p>	<p>経済産業省、厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>○ 創業に必要な実践的能力の修得を支援する創業塾を開催。その中で、平成13年度から女性向け創業塾についてもこれまでに約230箇所で開催し、約7,500人が受講。(経済産業省 平成13年度～) 実績:平成18年度 女性創業塾実施箇所数 39箇所 女性創業塾受講者数 1,203人</p> <p>○ 女性の起業支援専用サイトの開発(18年度)及び運用(19年度～)(厚生労働省)</p> <p>○ 女性起業家向けメンター紹介サービス事業の実施(厚生労働省 平成18年度～) (メンター利用件数)平成18年度 659件</p> <p>○ 「女性と仕事の未来館」において、起業を希望する女性及び女性起業家を対象としたセミナーの開催及びセミナー参加者の交流会・相談の実施(厚生労働省 平成11年度～)</p> <p>○ 女性、若者／シニア起業家支援資金(平成11年度創設)(経済産業省) ・女性、若年者又は高齢者であって、新規開業して概ね5年以内の起業家に対し低利の融資を実施。</p> <p>これまでの女性起業家への融資実績(平成11年4月</p>	<p>○ 引き続き、創業に必要な実践的能力の修得を支援する創業塾の開催を実施。(経済産業省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 女性、若者／シニア起業家支援資金を引き続き実施。(経済産業省)</p>



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																								
	<p>③子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。</p> <p>④女性の起業に関する実態把握に努める。このため、既</p>	<p>厚生労働省</p> <p>関係府省</p>	<p>～平成19年3月末) 融資件数 29,964件 融資金額 1,642億円 過去3年間の女性起業家への融資実績</p> <table border="1" data-bbox="775 384 1368 485"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(百万円)</td> <td>27,347</td> <td>30,070</td> <td>26,199</td> </tr> <tr> <td>貸付件数(件)</td> <td>4,604</td> <td>5,587</td> <td>5,887</td> </tr> </tbody> </table> <p>うち新創業融資制度(※)を適用したもの(平成15年2月～平成19年3月末) 融資件数 3,253件 融資金額 88億円 ※税務申告を2期終えていない起業家に対して、無担保・無保証・本人保証なしでの低利の融資を実施。(なお、平成19年4月から貸付限度額の引き上げ(750万円→1,000万円)、自己負担要件の緩和(1/2以上→1/3以上)を実施。)</p> <p>○子育て期にある女性自らが起業し、雇用保険の適用事業の事業主になった場合、創業に要した費用の一部を助成する子育て女性起業支援助成金制度を実施(厚生労働省 平成18年度～19年度)</p> <p>子育て女性起業支援助成金の支給実績</p> <table border="1" data-bbox="775 1098 1346 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事前設立届受理件数(件)</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数(件)</td> <td>2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>支給決定額(千円)</td> <td>1,282</td> <td>16,735</td> </tr> </tbody> </table> <p>※19年度は、平成19年11月末現在の実績である。</p> <p>○「働く女性の実情」(平成18年)において「女性の起業」の現状を分析(厚生労働省)</p>		16年度	17年度	18年度	貸付金額(百万円)	27,347	30,070	26,199	貸付件数(件)	4,604	5,587	5,887		18年度	19年度※	法人事前設立届受理件数(件)	40	38	支給決定件数(件)	2	19	支給決定額(千円)	1,282	16,735	
	16年度	17年度	18年度																									
貸付金額(百万円)	27,347	30,070	26,199																									
貸付件数(件)	4,604	5,587	5,887																									
	18年度	19年度※																										
法人事前設立届受理件数(件)	40	38																										
支給決定件数(件)	2	19																										
支給決定額(千円)	1,282	16,735																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>存の統計調査の見直しを検討するとともに、国の地方機関の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。</p> <p>イ 雇用・起業以外の就業環境整備</p> <p>○在宅就業対策の推進</p> <p>①テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。</p> <p>②在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、</p>	<p>総務省、厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省</p>	<p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験(総務省、厚生労働省 平成19年度)</p> <p>○ 在宅就業者への仲介機関等に関する情報提供及び在宅就業者の支援策に関する調査研究事業(厚生労働省 平成14年度～18年度)</p> <p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験(総務省、厚生労働省 平成19年度)(3(5)イ①に前掲)</p> <p>○ 在宅ワーク対策の推進(厚生労働省)在宅就業者支援事業の実施 ①「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の</p>	<p>○ 引き続き実施(総務省、厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施(総務省、厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	<p>各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。</p> <p>○家内労働者の労働条件の改善</p> <p>③家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。</p>	厚生労働省	<p>周知・啓発</p> <p>②在宅就業者のための情報サイト「Home Worker's Web」におけるe-learning等 スキルアップシステム及び在宅就業支援情報の提供</p> <p>ウェブサイトへのアクセス件数（万件）</p> <table border="1" data-bbox="790 459 1120 533"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>121</td> </tr> </table> <p>③再就職セミナーの実施</p> <p>セミナー受講者数（人）</p> <table border="1" data-bbox="790 619 1120 692"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>937</td> <td>533</td> </tr> </table> <p>④相談対応の実施</p> <p>相談件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="804 815 1133 888"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>1,232</td> <td>1,581</td> </tr> </table> <p>○最低工賃の決定（厚生労働省） 工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、審議会の意見を尊重して決定</p> <p>最低工賃決定件数（件）</p> <table border="1" data-bbox="784 1158 1113 1232"> <tr> <td>17年度</td> <td>18年度</td> </tr> <tr> <td>147</td> <td>138</td> </tr> </table> <p>○労災保険特別加入の促進（厚生労働省） 業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者等については、労災保険</p>	17年度	18年度	73	121	17年度	18年度	937	533	17年度	18年度	1,232	1,581	17年度	18年度	147	138	○引き続き当該施策を実施予定（厚生労働省）
17年度	18年度																			
73	121																			
17年度	18年度																			
937	533																			
17年度	18年度																			
1,232	1,581																			
17年度	18年度																			
147	138																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定				
	<p>○家族従業者の実態把握等</p> <p>④商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正當に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>に特別加入できることとなっており、加入を促進。</p> <p>加入者数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="786 359 1120 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="786 359 952 395">17年度</th> <th data-bbox="952 359 1120 395">18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="786 395 952 432">979</td> <td data-bbox="952 395 1120 432">936</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自営業における家族従業者の状況も含めた中小企業の経営実態や経営課題について、必要に応じ調査を行うなどして把握。(経済産業省)</p>	17年度	18年度	979	936	<p>○自営業における家族従業者の状況も含めた中小企業の経営実態や経営課題について、必要に応じ把握。(経済産業省)</p>
17年度	18年度							
979	936							